



まちづくり・環境訴訟における空間の位置づけ（特集 行政救済法の展開と課題）

角松，生史

(Citation)

法律時報, 79(9):28-34

(Issue Date)

2007-08

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90001118>



まちづくり・環境訴訟における空間の位置づけ

角松生史

一 はじめに

まちづくり・環境訴訟の分野における行政救済法の動向を分析することが筆者に与えられた課題であるが、本稿は、問題を空間との関わりにおいて考察する。都市計画において空間が段階的に分節化される過程と行政訴訟の対象について論じる二は、現在の判例が基本的に「点」と「線」に関わる空間的規律に処分性を認める一方で、「面的規制」については否定していることを確認し、都市計画決定を直接の争訟対象とする制度改革論について検討する。地域空間の公共性に基づく利用秩序の維持保全をいかなる場合に市民が訴訟によって求めるかという問題意識に基づく三は、原告適格のメルクマ

ールとしての個別的利益が、いかなる空間的関係において認められるかを検討し、併せて、人格権的な秩序と財産権の秩序の双方の関係を含めた上で、空間利用秩序の動態的な具体化過程を分析すべきことを主張する。

二 都市計画における空間の段階的分節化と行政訴訟の対象

1 日本の都市計画は、建築的土地利用の規制・誘導のための都市計画と、大規模な都市改造のための事業目的の都市計画の二種類に分けられる。前者においては、用途地域に代表される地域指定型都市計画決定によって建築物の用途や土地利用密度等に関する一般的ルールを定めた上で、個別建築案件においてそのルールへの適合性を確認する手法が一般的である。

前者については、都市計画決定に処分性を認めないのが確立した判例である。たとえば用途地域の一つである工業地域指定決定に関する最判一九八二・四・二二民集三六巻四号七〇五頁は、同決定の効果は「あたかも新たに右のような制約を課する法令が制定された場合におけると同様の当該地域内の不特定多数の者に対する一般的抽象的ななそれに基づき、このような効果を生ずるといふことだけから直ちに右地域内の個人に対する具体的権利侵害を伴う処分があつたものとして、これに対する抗告訴訟を肯定することはできない」として処分性を否定している。都市計画決定の違法性に対する権利救済は、後続の個別建築案件をめぐる争訟における付随的審査によってなされるべきだというのが判例の立場である。住民参加による狭域都市計画と

しての地区計画に対しても同じ考え方がとられている。空間に関わる「面的な決定」には処分性を認めないのが基本的な判例の傾向といつてよいだろう。他方、事業目的の都市計画決定については、処分性が認められたものもある。公告された第二種市街地再開発事業計画の決定は、土地収用法上の事業認定と同一の効果をも有することに着目して処分性が認められている。建築確認に代表される個別建築案件に関する決定は、具体的名宛人の権利義務を形成・確定するものとして基本的に処分性が認められることはいうまでもない。興味深いのは、建築基準法四六条一項に基づく壁面線指定や建築基準法四二条二項のみなし道路指定の扱いである。前者は、「特定の街区を対象として行ういわば対物的な処分」として処分性が認められているし、後

者は、それが一括指定の方法によって行われた場合であっても、処分性を有するとされている。^②これらについては、具体的名宛人を指定してなされた処分ではなく、さらに、後続する行政庁の処分を提えて争うことも可能である点で、用途地域の場合とあまり利益状況は変わらないようにも思えるのだが、判例は処分性を認めているのである。「線」的な範囲を対象とした対物的決定だということが影響しているとも考えられる。

ただし、空間的には用途地域決定などより広い範囲に関わることもある土地収用法上の事業認定や、それと同一の効力を有する都市計画法事業認可も、裁判実務上行政処分であることはおよそ疑われていない。前段落で見た都市計画決定の処分性に対する否定的態度と十分な整合性を見いださうるか、議論の余地があるだろう。

2 規制・誘導的都市計画決定を直接の対象とする行政訴訟を認めない現在の判例の問題性については、学説上はほぼコンセンサスを得ていたとも考えられる。二〇〇四年行訴法改正においては行政計画の司法審査に関する改正は盛り込まれなかったが、新たに明示された確認訴訟の対象とする理論的

可能性もあり得た。^③

二〇〇六年九月にとりまとめられた「都市計画訴訟研究報告書」(財都市計画協会都市計画訴訟研究会)は(1)都市計画決定等そのものについて、争訟手続を経て都市計画をより適正なものとする機会がない、(2)後行処分についての取消訴訟では都市計画決定等に不服のある個人の権利救済の機会が十分に設けられていないという二点に問題を整理している。^④(2)について敷衍すれば、規制強化型の都市計画変更にも不服がある者は、わざわざ建築確認申請等を行って拒否処分を得なければならぬいし、規制緩和に不満がある者は、他人の建築確認全てに対して取消訴訟を提起しなければ目的を達することはできないことになるのである。^⑤

これに対して上記報告書は、都市計画決定等を行政不服審査法上の処分と見なして不服審査の対象とするともに、裁決主義をとった上で取消訴訟の対象とすべきだとする。取消判決が出た場合は改めて裁決をしなければならぬ仕組みにすることで、判決によって都市計画決定の効力が決定時に遡って失われることを回避でき、また、多数当事者の利害関係の調整と専門的・技術的判断という都市計画決定の特質に即した判断が可能だといえるのであ

る。^⑥基本的に首肯すべき方向性であろう。

ただし、同報告書は、都市計画決定に処分性を認めることで、不服申立期間の途過後は取消訴訟の対象とすることができなくなり、また、後行処分訴訟において都市計画の違法性の主張が制限されることを予定する。分節化された先行決定を早期に確定させることの合理性とメリットは一般論としては否定しがたい。他方で、たとえば都市計画的規制の緩和によって従来の街並みが大きく変容する潜在的可能性が開かれた場合、地域住民は、その時点でそのことを十分に認識し得ない可能性が高いだろう。都市計画決定にあたっては、これらをわかりやすく示す計画評価——いわば「まちづくりアセスメント」が求められる。「土地利用を積極的に行なうという立場から現行の法制度をフルに活用すればどのような状況になりうるかのシミュレーション」によって、当該計画の下では「地元住民が驚愕するほどにボリュームのある建築物立地が『適法に』されうること」を予め地域住民が理解することが求められるだろう。^⑦

そもそも地域住民は、自らが生活を営んでいる空間の意味や価値について十分認識していない場合も少なくない

と思われる。それはしばしば、現実の建築案件が登場し、従来の居住空間に決定的な変容が加えられる可能性が明らかになった後で初めて言語化されて認識されるものである。この観点からは、上記の「まちづくりアセスメント」のような将来の空間利用形態の可能性についての情報を積極的に産出する仕組みが求められるとともに、合理的な制度設計の意義と限界の双方を踏まえた細やかな対処が求められるだろう。

三 地域空間の利用秩序と「個別的利益」

1 本来的に連続しているという空間の特性から、地域空間の一定の共有性・公有性^⑧を語ることができる。都市空間に限定してではあるが、磯部力によれば、「都市に特有の人為的相互依存的生活環境の中では、必然的に土地利用秩序の維持改善に関するルールが生成してこざるを得ない」^⑨。そのため「都市空間は本来的に公物であり、その断片を私的に所有して売買したりすることは妨げないとしても、開発や建築行為によって都市空間公物を利用する行為……は、公物管理の観点から制限され管理されざるを得ないという環

境管理法の本質的ルール⁽¹⁵⁾」が問題となる。

このような空間利用秩序と当該空間内の土地所有権との関係、土地所有者以外の当該空間に対するステイク・ホルダー⁽¹⁶⁾との関係をどのようにとらえるかは、早い時期から問題とされてきた。今では古典的となった大阪弁護士会「環境権」論は、環境権の「支配権」として(の)排他的性格⁽¹⁷⁾を強調し、「環境を破壊する行為」に対する差止の可能性を説くが、そこである「環境の破壊」とは、「良き環境、すなわち健康で快適な生活を維持するに必要な環境素材の機能を阻害する一切の行為」と定義される。そして「地域によって、住民の生活の態様が異なり、環境素材の利用の仕方が異なるのに応じて、求める環境の内容も異なりうる。その内容は、地域住民が自由に決定しうると考えてよい」とされてきた。「環境権」論は多面的な読み取りを許すものであるが、「環境素材」の利用秩序保全のために「私権」としての環境権による差止めを行使する、という発想を見いだすこともできよう。

吉田克己は、市民社会の一つの根本的秩序として財貨秩序と人格秩序を区別し、さらに後者について固有の人格

秩序とその外郭秩序としての「生活利益秩序」を観念する広中俊雄理論⁽¹⁸⁾に依拠しつつ、生活利益「秩序」違反に対するサンクションとしての差止めを場合により認めるべきと主張する。ただしそれは客観訴訟ではない。生活利益秩序が個別の市民に対して環境利益の享受を可能にした場合、「そのようにして環境利益を割り当てられる市民」が、民事訴訟を通じて環境破壊行為の停止という公共的利益の実現に関与することができるとされる。このような「生活利益」秩序維持、さらには秩序内容の形成に関する市民の参加を内容とする権利⁽¹⁹⁾として環境権を再構成すべきだというのが論者の主張である。

ここでの問題を一般化すれば、一定の空間利用秩序に対して利害関係を有する市民が、その秩序の維持保全を訴えることによって求めることができるか、ということになる。行政事件訴訟の文脈では、それは、抗告訴訟の原告適格、すなわち行訴法にいう「法律上の利益」(行訴法九条、一〇条一項、三六条前段、三七条の二第三項、三七条の四第三項)の有無という形で争われる。

2 判例は、行政処分⁽²⁰⁾の根拠となっ

ている個別法の要件に着目するいわゆる「処分要件説」を前提にした上で、「法律上の利益」が認められるためには、(1)当該処分が原告の一定の利益に対する侵害を伴うものであること(不利益要件)、(2)その利益が、当該処分に関する法令で保護されている利益の範囲に属するものであること(保護範囲要件)に加え、(3)当該法令による保護が、原告らの利益を、単にその法令によって保護される公益の一部として位置づけるのではなく、公益とは区別して個別かつ直接に保護するものであること(個別保護要件)を要求している。上の問題は(3)、すなわち、原告の利益が、「一般的公益の中に吸収解消」されているか、それとも「それが帰属する個々人の個別的利益としても」保護されているかに関わるものである。後者であれば、当該原告は抗告訴訟を通じて行政権限の適正な行使を要求することができることになり、その意味で空間形成への参与権⁽²¹⁾を認められたことになるのである。

個別的利益が認められる第一の類型として、「点」としての特定施設からの距離制限がある場合、その特定施設に関わる「個別的利益」が認められてきた。風俗営業法・施行条例による距

離制限の下で、診療所等の施設が「善良で静穏な環境の下で円滑に業務を運営する」という利益⁽²²⁾がその典型例である。

第二に、危険や環境負荷の発生源(「点」)からの「距離」に着目して個別的利益性を認めるアプローチである。二〇〇四年行訴法改正後のリーディングケースと考えられる小田急原告適格最判は、「都市計画法又はその関係法令に違反した違法な都市計画の決定又は変更を基礎として都市計画事業の認可がされた場合に、そのような事業に起因する騒音、振動等による被害を直接的に受けるのは、事業地の周辺の一定範囲の地域に居住する住民に限られ、その被害の程度は、居住地が事業地に接近するにつれて増大する」とに着目して、都市計画事業認可に対する周辺住民の原告適格を認めた。既に改正以前から、直接的に被害を受ける範囲が特定され、あるいは被害の程度あるいは蓋然性が発生源に「接近するにつれて増大」する類型において個別的利益を認める判例の積み重ねがあり、小田急原告適格最判は基本的にその集大成と考えられるだろう。

ただし、この類型における個別的利益の認定手法は、問題となる法益の性

質に関する判断とも重なり合っている。最判一九九七・一・二八民集五一卷一号二五〇頁（都市計画開発許可）、最判二〇〇一・三・一三民集五五卷二号二八三頁（林地開発許可）は「周辺住民の生命、身体の安全等」を個別的利益と認める一方で、当該住民の財産権については否定した。その後、最判二〇〇二・三・二八民集五六卷三号六一三頁（総合設計許可Ⅱ）は、「当該建築物により日照を阻害される周辺の他の建築物に居住する者の健康」に着目して個別保護性を認めた。ここでは、総合設計許可の要件の趣旨を「日照、通風、採光等を良好に保つなど快適な居住環境（の）確保」と理解する一方で、このような広範囲の生活利益のうちで「日照」のみが健康に関わるものとして特権化されている。上述の吉田「広中理論的な「財産秩序」と「人格秩序」の二分法的な発想をこの背後に見て取ることもできるだろう。」⁽³⁾

そこで上記小田急最判が「騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民」の「そのような被害を受けたいという利益」を個別的利益として認めたことが注目される。確かに

に既に最判一九八九・二・一七民集四三卷二号五六頁（新潟空港）において、「航空機の騒音によって著しい障害を受けたいという利益」の個別保護性が認められていた。したがって、小田急最判の判示に意味があるとすれば、「生活環境」という概念把握それ自体にあることになる。この点をどう考えるべきだろうか。

3 個別的利益が認められやすい上の二類型とは異なり、面的範囲にわたる行政規制から得られる市民の利益については、個別保護性を否定するのが一般的であった。たとえば「住居集合地域」における風俗営業の許可制限について最高裁は、「一定の広がりのある地域の良好な風俗環境を一般的に保護」することが規制の趣旨だとし、原告適格を否定した。

この類型に関して重要な問題提起を行ったのは、国立市マンション紛争に関する一連の判決である。まず、東京地判二〇〇一・一二・四判時一七九一号三頁（法定外抗告訴訟一審）は、特定の景観を構成する空間の利用者間の相互依存関係に着目して、地区計画・建築条例による高さ制限規制対象地域の地権者の「特定の景観を享受する利

益」に個別的利益性を認めた。同判決の「互換的利害関係」論は、同じ紛争に関わる民事差止事件第一審（東京地判二〇〇二・一二・一八判時一八二九号三六頁）によっても採用される。良好な景観が形成された特定の地域内の地権者の利害共同体的相互依存関係にやはり着目する同判決は、①「土地利用の自己規制の継続」に加え、②社会通念上良好と認められる特定の人工的景観の保持、③土地への付加価値の発生という三要件が満たされた場合、地権者らは「形成された良好な景観を自ら維持する義務を負うとともにその維持を相互に求める利益」（＝景観利益）を有するに至ると述べ、その侵害は一定の場合には不法行為にあたり、その侵害に対して建物撤去による救済を認めた。

これら二つの判決において「景観利益」概念が登場する文脈には無視できない相違がある。行政事件訴訟である前者（東京地判二〇〇一・一二・四）における「景観利益」は、地区計画・建築条例による立法的規制を不可欠の前提とした上で、地権者に行政機関による規制権限の発動請求を可能にする役割を担っている。他方民事訴訟である後者（東京地判二〇〇二・一二・一

八）では、上記三要件の下に認められる「景観利益」概念それ自体が、差止的救済を根拠づける役割を担っている。だがここでも、「景観利益」は、不法行為を認定する上で「第一段階」に過ぎない。それを受けた総合考慮的受忍限度判断がむしろ結論を左右した感がある。だとすれば、両判決の「景観利益」は、一定の空間利用秩序に利害関係を有する市民が、いかなる場合に自らの個別利益としてその秩序の維持を求めることができるか——この秩序の形成原理に関する基本的な見解の相違を括弧にくくることが許されるとすれば——を示す概念として、やはり共通性を有しているといえよう。

4 さてこれら判決は、地域空間のさまざまな共同利用者のうちで、「景観利益」を有する主体を地権者のみに限定する。東京地判二〇〇一・一二・四の場合には、「自らの財産権制限の受忍」と景観に対する利益の享受との互換性⁽⁴⁾、東京地判二〇〇二・一二・一八の場合は、地権者の自己規制の結果として生み出された良好な景観が当該「地権者らの所有する土地に付加価値を生み出している」ことが、それぞれ論拠になっているためである。

この点については、人格的利益とし

ての景観（享受）権を強調する立場からの批判がある。確かに、特に「付加価値」に着目する構成は、それを土地の交換価値と理解する限り、日本の不動産市場の実態に照らしてあまり説得力はない。しかし他方、ここで問題になる「景観利益」は、「良好な景観一般に対する市民一般の利益」としてではなく、あくまで「特定の空間に関わって具体的に形成されてきた生活関係との関連で発生する利益」であることは確認されなければならない。生命・身体・健康のように、全ての市民に無条件で備わっている利益とは性質を異にするのである。

さて、同紛争に関する民事差止訴訟の最高裁判決は、「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有する」として、「これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益」（景観利益）が、一般論としては法律上保護に値し、少なくとも不法行為法上の保護を受けることを認めた。土地所有権から切り離して「居住」に着目し、「互換的利害関係」概念の助けを借りることもなく、「いとも簡単に」一般論としての景観利益

を承認したのである。

しかし同時に、同最判は、「景観利益の保護とこれに伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってなされることが予定されているものということができることなどからすれば、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑法法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当」とする。空間利用秩序形成における立法・行政の第一次性が強調され、景観利益の違法な侵害が成立する局面は極めて限定される。土地所有権からも、景観「共同形成型」としての把握からも切り離されることで、「景観利益」の外延が広がる一方で、非常に弱い内実しか持たないものになっているのである。

「景観の問題を紛争地の土地所有権の問題と切断して別個に論ずる視覚からは、法的保護の主体について公的主体に一元化され住民は決定に参加するだけの存在として把握される可能性は

否定でき（ない）⁽⁴⁸⁾」という指摘には耳を傾けるべきものがある。前述のよう

に、景観のようなアメニティ的利益は、「特定の空間に関わって具体的に形成されてきた生活関係との関連で発生する利益」でしかあり得ない以上、当該利益をどのように「取得」したか、その正当性が問題にならざるをえない。景観利益を土地所有権の内容として構成した東京地判二〇〇一・一二・四や東京地判二〇〇二・一二・一八にはその点の明快さがあった。一般的に、土地所有から派生する相隣関係法における調整の論理が「地域的土地利用の公序」に果たす役割にも注目が必要だろう

仮に景観利益の「取得」の根拠を土地所有権以外に求めるとすれば、一定期間の「居住」に着目して、当該地域空間の歴史的形成過程と住民の現実の生活空間における「日常生活においてかけがえのない景観」の要保護性の認識⁽⁴⁹⁾、東京地判二〇〇二・一二・一八に見るような「共同景観形成型」としての特質などをより精緻に理論化していく必要があらう。いずれにしても、土地所有権≡財貨秩序と、「人格秩序」⁽⁵⁰⁾との区別をふまえた上で、それらを二分法的にとらえるのではなく、両者の協働をとらえる視点が求められる。

空間利用秩序は、「当該地域の空間形成に関する権限と利害についての、

地権者相互、あるいは地権者と非地権者住民との間における、調整・分配ルール⁽⁵¹⁾」の問題である。その形成と具体化をめぐる動態的過程と、その中で立法・行政・司法が果たすべき役割分担と協働の分析が課題となる。どの段階において、どのような条件が満たされれば市民が「個別的利益」として当該ルール⁽⁵²⁾の貫徹を求めることができるのかも、このような過程の分析の枠内で考察されなければならない。前述のように、小田急原告適格最判が、原告適格判断における「個別的利益」たり得る法益について「生活環境」という把握を示したことは、狭義の「人格秩序」から離れて種々のアメニティ的利益にまで広がっていく可能性を含むものであり、所有権・人格権両方の観点を含めた動態的考察が必要になってくるのではないだろうか。

(1) 本来本稿は、空間と時間の両面からの考察を予定していたが、筆者の能力不足により、前者のみで紙数が尽きてしまった。時間的側面からの考察（まちづくり関係以外の環境訴訟の多くはこちらでの考察を予定していた）は他日を期したい。なお本稿は、二〇〇五年度科学研究費補助金基盤研究（C）「情報処理システムとしての都市法に関する比較公法学的研究（課題番号一

- 七六〇一〇〇六)の成果の一部である。
- (2) 参照、大橋洋一『行政法——現代行政過程論(第二版)』(有斐閣、二〇〇四)、二八二頁。
- (3) 最判一九九四・四・二二判時一四九九号六三頁。なお、国立市マンション紛争に関連して、不動産業者が地区計画・建築条例の無効確認・取消を求めた訴訟において、東京地判二〇〇二・二・一四判時一八〇八号三頁および東京高判二〇〇五・一・二・一九判時一九二七号二七頁も、これらの処分性を否定している。
- (4) 最判一九九二・一・二六日民集四六巻八号二六五八頁。
- (5) また、市町村営の土地改良事業の施行認可についても、国営・都道府県営の土地改良事業計画決定について法律が処分性を予定していることとの均衡から、処分性が認められている。最判一九八六・二・一三民集四〇巻一頁。
- (6) 最判一九八六・六・一九判時一二〇六号二頁。
- (7) 最判二〇〇二・一・一七民集五六巻一号一頁。
- (8) 参考、大橋洋一『都市計画訴訟の法構造——規範審査訴訟と計画維持原則の関係を中心として』法政研究七二巻三三(二〇〇六)四五九—四八六頁(四五九頁)。
- (9) 新都市二〇〇六年九月号九二—一二三頁所収。
- (10) 前掲注(9)、九六頁。
- (11) 前掲注(9)、九六—九九頁。
- (12) 前掲注(9)、一一〇頁、一一四頁。
- (13) 北村喜宣『地方分権改革と都市景観システム』植田和広/神野直彦/西村幸夫/間宮陽介編『都市のシステムと経営』(岩波書店、二〇〇五)八五—一一三頁(一〇〇頁)。
- (14) 角松「建築紛争と土地利用規制の制度設計——情報構造の観点から」日本不動産学会誌第一九巻四号(二〇〇六)五八—六五頁(六一頁)。
- (15) 角松「公私協働」の位相と行政法理論への示唆——都市再生関連諸法をめぐって」公法研究六五号(二〇〇三)二〇〇—二二五頁(二〇七頁)。
- (16) 参照、角松「分権型社会の地域空間管理」小早川光郎編『分権改革と地域空間管理』(ぎょうせい、二〇〇〇)二一—四三頁(五頁)。このような特性に着目して、地域空間を commons 論の枠組みでとらえようとする試みも最近見られるところである(さしあたり参照、鈴木龍也/富野暉一郎編著『commons 論再考』(昂洋書房、二〇〇六)。また、「個々の権利・利益に分解して捉えることのできない」地域空間の「共通利益」を問題にするものとして、見上崇洋「地域空間をめぐる住民の利益と法」(有斐閣、二〇〇六)一〇頁。
- (17) 磯部力「都市法学」への試み」雄川献呈『行政法の諸問題下』(一九九〇)一—三六頁(二二頁)。
- (18) 磯部力「公物管理から環境管理へ——現代行政法における「管理」の概念をめぐる一考察」成田退官『国際化時代の行政と法』(良書普及会、一九九三)二五—五八頁(四六頁)。
- (19) 矢作宏「不文律の約束事として守られてきた美しい景観」鈴木/富野・注(16)一四—一六頁(一四三頁)。
- (20) 大阪弁護士会環境権研究会『環境権』(日本評論社、一九七三)、一六五—一六六頁。ただし地域住民による決定には(i)環境素材の権利者である住民の合意によらなければならない、(ii)人間が最低限度の健康で快適な生活を営むのに必要な条件は確保されていないとされないという条件が課されているとされる。
- (21) 原島重義は、環境の「利用秩序違反」に対する差止めの可能性を強調する(「わが国における権利論の推移」法の科学四号六七頁以下(九八—一〇〇頁)。環境権を「環境共同利用権」として再構成する中山充も、その具体的な内容が「権利者の大多数の意思に基づく」「慣行」や明示的な「環境保全協定や公害防止協定」などによって定まることを予定している(中山『環境共同利用権』(成文堂、二〇〇六)一三三—一三四頁)。これら再構成の試みについてさしあたり参照、大塚直・法学教室二九四号一一—一二頁。
- (22) 広中俊雄『民法綱要第一巻総論上』(一九八九年、創文社)一三一—一五頁。
- (23) 吉田克己『現代市民社会と民法学』(日本評論社、一九九二)二四八—二四九頁。
- (24) 小早川光郎「抗告訴訟と法律上の利益・覚え書き」成田古稀『政策実現と行政法』(有斐閣、一九九八)四三—五五頁(四七頁)。
- (25) 石川健治「空間と財産」公法研究五九号(一九九七)、三〇五—三一二頁(三〇九頁)。
- (26) 最判一九九四・九・二七判時一五八号一〇頁。行政事件訴訟特例法下の公衆浴場最判(最判一九六二・一・一九民集一六巻一五七頁)も距離制限に着目して原告適格を認めるが、処分要件説が確立する以前のものであり、「適正な許可制度の運用によって保護せらるべき業者の営業上の利益」一般が語られ、空間的把握は必ずしもとられない。そもそも今日では空間的把握を伴わない適正配置規制は憲法違反とされる可能性が高く、公衆浴場法の合憲性を確認した近年の判例も、「自家風呂を持たない国民にとって日常生活に必要不可欠な厚生施設」「利用者の範囲が地域的に限定されている」といった空間的要素に一定に着目している(最判一九八九・三・七判時一三〇八号一一頁。参照、最判一九八九・一・二〇判時一三〇二二号一五九頁)。
- (27) 最判二〇〇五・一二・七民集五九巻一八号二六四五頁。
- (28) 最判二〇〇二・一・二二民集五六巻一四四六頁(総合設計許可I)。「総合設計許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に(居住し又はこれを所有する者)」最判二〇〇一・三・一三民集五五巻二二八三頁(林地開発許可)。「土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域(に居住する者)」最判一九九七・一・二八民集五一巻一五二五〇頁(都市計画開発許可)。「がけ崩れ等による被害が直接的に及ぶことが想定される開発区域内外の一定範囲の地域(の住民の生命、身体)の安全」。
- (29) 最判一九八九・二・一七民集四三巻二二五五頁(新潟空港)。「航空機の騒音による障害の被害者は、飛行場周辺の一定の地域的範囲の住民に限定され、その障害の程度は居住地域が離着陸経路に接近するにつれて増大する」最判一九九二・九・二二民集四六・一六五七頁(もんじゅ)。「原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなる」。
- (30) 「法益性質区別論に対する原則的な批判をひきまざるおいても、一方では都市におけるさまざまなアメニティの価値に関する認識が高まっている今日の状況、他

